

神栖市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)



平成25年4月制定

神栖市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

平成27年10月制定

※改定の理由

東日本大震災で高齢者や障害者が犠牲になった

反省点：要援護者名簿が活用されなかった

(名簿作成が任意・名簿が作成されない自治体もあった)

1

災害時要援護者避難支援計画



国のガイドラインに従って作成

避難行動要支援者避難支援プラン

災害対策基本法を改正

自治体での名簿作成の義務化

個人情報を利用して名簿作成

災害時に活用できる名簿を作成する

2

改正災害対策基本法



神栖市地域防災計画

平成27年3月改訂



神栖市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

平成27年10月1日

内閣府の避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針に沿って、市役所の防災・災害対策関係課で協議

3

要援護者避難支援計画から要支援者避難支援プランへ

主な改正点

名簿掲載は希望者から行政情報集約へ

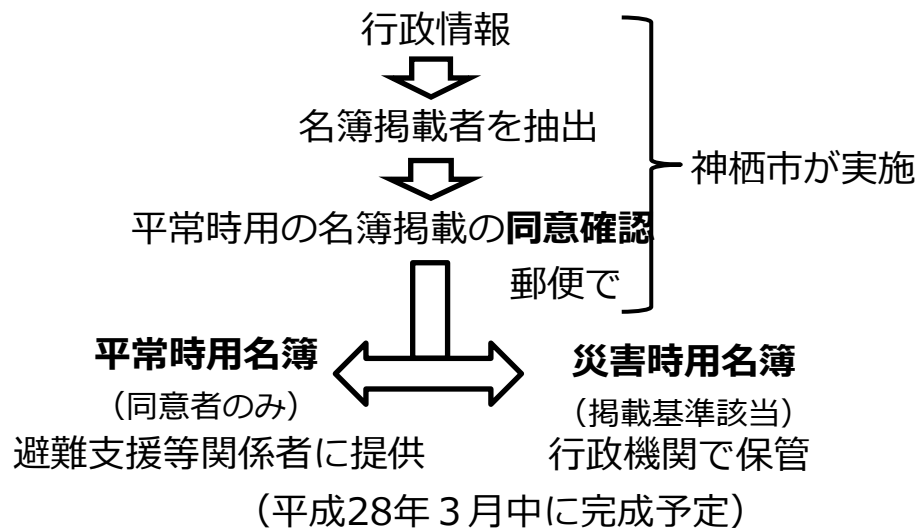
平常時用の名簿と災害時用の名簿を作成

一人ひとりの支援者の選定より、名簿作成を優先

地域支援者に名簿の情報を提供

4

避難行動要支援者名簿の作成



5

要配慮者（要支援者のほか、妊婦・外国人など）

避難行動要支援者
(障害者・高齢者など)

避難支援者

避難支援等関係者

行政区、自主防災組織、民生委員、行政委員、社協、消防機関、警察その他

6

